

2022年3月2日
関西電力株式会社

美浜、高浜および大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正）
に係る重複する案件について

1. はじめに

本資料は、2022年2月28日に申請した組織改正に伴う保安規定変更が、現在審査を進めて頂いている他の案件と重複することになるため、その関係性を説明するものである。

2. 組織改正に伴う保安規定変更認可申請の内容

- ・ 今回の組織改正に伴う保安規定変更の概要は下表のとおりである。

	廃止措置プラントの体制見直し	保修関係組織の統合	土木建築工事グループの廃止	職務分担見直しに伴う変更
美浜発電所	○	○	○	○
高浜発電所			○	○
大飯発電所	○		○	○

- ・ 上表のうち「美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更」は、廃止措置工事の進捗によるプラント状態の変化を適切に把握、共有しながら安全な維持管理と工事の進捗を両立させるため、プラント維持管理側と工事側が適切に連携を図ることを念頭に、当社の定期異動（2022年7月1日）に合わせ大飯発電所においても実施を計画しているものであり、美浜の廃止措置計画第2段階開始に当たっての必要条件ではない。

3. 組織改正に伴う保安規定変更認可申請と重複する案件について

美浜1、2号機の廃止措置計画に伴う変更の他、現時点で重複する案件は以下の通り。
（詳細は添付資料1に示す。）

<美浜発電所>

- ・ 1、2号機廃止措置計画変更に伴う変更（2021.7.29申請）
- ・ 3号機特定重大事故等対処施設設置に伴う変更（2021.9.17申請）

<大飯発電所>

- ・ 3、4号機大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに伴う変更（2021.7.1申請）
- ・ 4号機長期施設管理方針の策定に伴う変更（2021.12.3申請）
- ・ 3、4号機特定重大事故等対処施設設置に伴う変更（2021.9.17申請）

<高浜発電所>

- ・ 3、4号機大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに伴う変更（2021.7.1申請）

4. 重複する案件との関係について

3. で示した各申請案件の変更条文とその関係について、美浜発電所を例に表1に整理する。

表1 美浜申請案件の変更条文リスト

廃止措置計画変更に伴う 変更条文	特重施設設置に伴う 変更条文	組織改正に伴う 変更条文（該当○×）	備考
第8条 (原子力発電安全運営委員会)		○	
	第10条 (原子炉主任技術者の職務等)	×	
	第13条 (運転員等の確保)	○	
	第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	×	
	第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	×	
	第45条 (加圧器逃がし弁)	○	
	第51条 (アキュムレータ)	×	
	第56条 (原子炉格納容器)	○	
	第85条 (重大事故等対処設備)	○	
	新規 第85条の2 (特重施設を構成する設備)	— (特重認可後に組織改正に伴う変更要)	
	第89条 (予防保全を目的とした点検・ 保守を実施する場合)	○	
第101条 (放射性液体廃棄物の管理)		×	
第102条 (放射性気体廃棄物の管理)		○	詳細は添 付資料2
	第115条 (放射線計測器類の管理)	○	
	第131条 (所員への保安教育)	○	
	第132条 (請負会社従業員への保安教育)	×	
第135条 (目的)		×	
第144条 (廃止措置主任者の選任)		×	
第155条 (工事の計画および実施)		×	
新規 第155条の2 (解体撤去物の管理)		—	

廃止措置計画変更に伴う 変更条文	特重施設設置に伴う 変更条文	組織改正に伴う 変更条文（該当○×）	備考
新規 第 155 条の 3 (保管エリアの管理)		—	
第 161 条 (新燃料の運搬)		×	
第 162 条 (新燃料の貯蔵)		×	
第 168 条 (放射性液体廃棄物の管理)		×	
第 169 条 (放射性気体廃棄物の管理)		×	
第 187 条 (施設管理計画)		×	
	添付 2	○	
	添付 3	○	
添付 4		×	
	添付 5	×	

表 1 に示すように、申請案件の変更条文に重複はある。しかし、添付資料 2 に示すように、組織改正に伴う変更内容は条文内容の行為の実施者を変更するものであり、行為内容の変更はなく、相互の申請内容に安全上の関連はない。(添付資料 2 に示す条文以外も同様)

したがって、重複する各案件について、審査を受ける優先度を付けず審査して頂きたいと考えている。

なお、いずれかの案件の認可後、他の申請に対する補正申請を実施する予定である。

5. 廃止措置計画添付書類八「廃止措置の実施体制に関する説明書」との関係について

廃止措置計画添付書類八「実施体制に関する説明書」には、廃止措置全体を見通し、①廃止措置の実施体制、②廃止措置に係る経験、③技術者の確保、④技術者に対する教育・訓練についての普遍的な内容を記載している。

廃止措置の第 2 段階以降についてもこれらの内容に変更は無く、今回の組織改正を踏まえても変更は不要と考えている。

以 上

美浜・大飯・高浜 保安規定変更認可申請審査中の案件（2022年3月2日時点）

案件	2021年度			2022年度			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
美浜	▼7/29申請						
		廃止措置計画変更に伴う変更 ▼2/22補正					
	▼9/17申請 (第3バッテリー、特重ガス含む)		▼2/24補正				
	特定重大事故等対処施設設置に伴う変更						
大飯			▼2/28申請	組織改正に伴う変更			
	▼7/1申請	▼1/19補正					
		DNPの噴出規模見直しに伴う変更					
	▼9/17申請 (第3バッテリー、特重ガス含む)		▼2/24補正				
高浜		特定重大事故等対処施設設置に伴う変更					
			▼2/28申請				
		長期施設管理方針の策定に伴う変更					
			▼12/3申請				
高浜							
	▼7/1申請	▼1/19補正					
		DNPの噴出規模見直しに伴う変更					
			▼2/28申請	組織改正に伴う変更			

美浜保安規定第102条（放射性気体廃棄物の管理）の変更内容について

変更前	変更後	理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉<u>保</u>修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および機械<u>保</u>修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>組織改正に伴う変更 (原子力発電所の 保修関係組織の統 合)</p>								
<p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="1077 1332 1292 2049"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項 目	放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年	<p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="1077 548 1292 1265"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値 (3号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項 目	放出管理目標値 (3号炉)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年	<p>廃止措置計画の変更 承認申請書の反 映(放出管理目標 値を1, 2号炉と3 号炉に分けて設定す ることによる変更)</p>
項 目	放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年									
項 目	放出管理目標値 (3号炉)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年									